

地震は突然やってくる！
～いま、わたしたちができること

- 伝えたい震災体験・届けたい被災者の思い～減災を目指して
- 防災関係のお知らせ

すぎなみ

歩きながら、元氣と文化が、すぎなみ生まれる街。

発行/杉並区
編集/広報課
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

区の代表電話 ☎3312-2111
FAX3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

暮らしのちょっとしたお問い合わせは
☎#8800または☎3372-8800
区役所いつでも電話サービス

地震は突然やってくる！

～いま、わたしたちができること～

「天災は、忘れたころにやってくる」——よく言われていますが、ふだんの生活の中であまり「地震」に対して意識をしていないのが現状ではないでしょうか。地震の発生を防ぐことはできませんが、一人一人のちょっとした対策やふだんの生活の中で地震への意識を高めて行くことで、被害を軽減することは可能です。この機会にぜひ地震に対する意識を高め、ご自身の防災対策を見直してみましょう。

——問い合わせは、防災課へ。



▲阪神・淡路大震災で被災した神戸市

首都直下地震の被害想定

多摩直下地震（平日・冬・天候は晴れ・午後6時・風速6m/秒）
多摩地区を震源とするマグニチュード7.3の地震が発災した場合の東京都全域での数字です。—「首都直下地震による東京都の被害想定」より（18年5月25日、東京都防災会議 公表）

	被害規模	
震度	最大震度6弱～6強	
死者数	約3300人 (内訳) ◇建物倒壊＝約600人 ◇地震火災＝約1900人 ◇落下物・急傾斜・その他＝約800人	
負傷者	約8万5000人(そのうち重傷者は、約1万1400人) (内訳) ◇建物倒壊＝約3万9000人 ◇屋内収容物の移動・転倒＝約2万3100人 ◇地震火災＝約1万3600人 ◇落下物・急傾斜・その他＝約9600人	
避難者	約313万1100人（発生から1日後のピーク時）	
帰宅困難者	約391万8000人	
建物被害	全壊家屋 約34万4700棟 (内訳) ◇建物倒壊＝約5万1700棟 ◇地震火災＝約29万3000棟	
火災被害	出火件数 約930件 焼失面積 約81km ² （東京ドーム約170個分）	
ライフライン被害	電力	停電率 約12% 復旧まで約6日間
	通信	不通率 約9% 復旧まで約14日間
	上水道	断水率 約29% 復旧まで約21日
	下水道	被害率 約21% 復旧まで約21日

防災ひとロメモ

◆家族の安否の確認は？～災害用伝言ダイヤルを活用

災害時には自分の身の安全を確保することが最も重要ですが、その次に重要なのは、家族の安否確認です。災害時の家族との連絡先は、事前に家族内で決めておきましょう。

災害時には、NTTの災害用伝言ダイヤル☎171を活用することで、安否などに関する伝言を録音・再生することができます。

毎月1日と、「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）などに模擬体験ができます。ぜひ、ご利用ください。

◆楽しみながら防災体験～防災館に行ってみよう！

東京消防庁の防災館は、地震や火災などのときの行動や心構えを楽しみながら学べる、「体験型学習施設」です。大人から子どもまで楽しく体験できます。詳細は、各施設にお問い合わせください。

本所防災館（墨田区横川4-6-6 ☎3621-0119）
池袋防災館（豊島区西池袋2-37-8 ☎3590-6565）
立川防災館（立川市泉町1156-1 ☎042-521-1119）

阪神・淡路大震災

平成7年1月17日午前5時46分に、兵庫県淡路島北部を震源とするマグニチュード7.3、神戸市内では最大震度7を記録するという、「阪神・淡路大震災」が発生しました。

この地震は、神戸市を中心に甚大な被害をもたらし、私たちに改めて地震の恐ろしさを感じさせた災害です。

あれから一四年の年月が経ち、当時の様子を知らない世代も増えてきており、いかに震災の恐ろしさを伝えるのかも課題となっています。

東京で同じ規模の地震が起きたら

もし、東京で大地震が起きたらどうなるのでしょうか。国や東京都は、各防災会議

を設け、大地震が発生した場合の被害想定を発表しています（上表参照）。

命は自分で、守るもの

地震が発生する時、いつどこで・誰と・何をしているかは、わかりません。発生時の行動（初期行動）は、ご自身の未来、そして命に大きな影響を与えます。

初期行動をいかに取るかは、日ごろから防災に関する知識を学ぶことや、いざというときの備えが重要です。

「防災」や「地震対策」と聞くと、「自分は大丈夫」、「関係ない」、「費用が掛かる」、「面倒だ」など、さまざまな声が上がります。

しかし、対策を取る・取らないでは、大きな違いがあります。一つでもできることから始めてみましょう。

一人一人が、防災力向上を目指して… ～さまざまな防災活動の紹介

杉並区内では、地域の防災を担う組織として各町会・自治会を母体に防災市民組織(防災会)を結成しています。日ごろから、災害時の初期消火などの訓練を行ったり、震災救援所運営連絡会への参加など地域の防災活動を行っています。区内に一六三組織(20年4月現在)があります。ぜひ地域の防災会に参加しましょう。

防災課

防災市民組織(防災会)

消防団は、地域の方を団員として、火災や水害などの災害が発生したときにいち早く現場に駆け付け、消防署員とともに消火・救助などの活動をしています。杉並消防署管内に九分団、荻窪消防署管内に七分団あり、約七〇〇名の区民の方が消防団員となっています。

杉並・荻窪消防団



▲防災士の訓練活動

防災士

防災士とは、社会のさまざまな場で減災と個々・社会における防災力向上のための活動を期待され、そのための意識・知識・技能を持つものとして、「NPO法人日本防災士機構※」が認定した方のことをいいます。

※防災士制度の普及と防災士の認証・養成を行う特定非営利法人(NPO法人)です。特定の行政機関・各業界に属さず、防災関係者・自治体OB・学会をはじめ、広範な団体代表・防災専門家によって組織されています。

防災課

防災士制度設立の経緯

近年、阪神・淡路大震災をはじめ大規模災害が発生していますが、国・都道府県・区市町村・警察・消防・自衛隊などの公的支援には遅れや限界があり、十分な活動ができないのが現状です。

阪神・淡路大震災の統計では、救助支援を受けた方の約八割が、自力または地域の力によって命を助けられたとの報告がされています。そのような中で、個々・地域の防災力と、意識をより高めるため、被害を最小限に食い止めよう(減災)と始められたのが「防災士制度」です。

防災課

※今回の「広報すぎなみ特集号」は原稿執筆・校正において「日本防災士会 杉並区支部」のご協力をいただき、作成しました。

防災関係のお知らせ

首都直下地震発生の可能性が高いといわれている中、区では少しでも被害が少なくなるようにいろいろな事業を行っています。

◇建築防災啓発フェア

時 1月15日(木)～17日(土)午前10時～午後4時
場 区役所1階ロビー
内 耐震改修工法・装置のパネル展示、専門家による耐震相談会・ブロック塀などの相談会
費 無料
用 当日、直接会場へ
関 建築課

◇マンションの耐震セミナー

時 1月17日(土)午後1時～3時
場 産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)
内 生活を守る地震対策～マンション耐震化の方法と区の支援
費 無料
用 当日、直接会場へ
関 建築課

◇防災ビデオなどの貸し出し

阪神・淡路大震災をはじめとした、防災に関するビデオ(約90本)の貸し出しを行っています。子ども向けのアニメや紙芝居もあります。区ホームページでも紹介していますので、ご覧ください。
費 無料
関 防災課



◇震災時生活用水井戸登録助成

井戸を設置し震災時生活用水井戸として登録していただいた場合、登録済みの井戸・手押しポンプなどの修理費用の2分の1(上限5万円)を助成します。
関 防災課

◇防災物資のあっせん

防災物資のあっせんを行っています。詳細は、区役所・区民事務所・地域区民センター・区民集会所などに置いてある「防災物資あっせんのご案内」をご覧ください。防災課(区役所西棟6階)では現物見本を展示しています。

ご注意=区や消防署の名をかたった訪問販売のトラブルが多発しています。区や消防署は、訪問や電話による販売をしていませんので、ご注意ください。
関 防災課

◇起震車「ぐらりん号」の運行

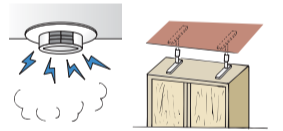
ぐらりん号は、震度7までの地震を体験することができる車です。大きさは、車幅約2m・車長6.3m・車高3.1m・重量6tです。会場の大きさや予約状況によっては、ご利用になれない場合があります。



時 通年(水曜日・年末年始を除く)。雨天時は運行中止
費 無料
用 利用日の3カ月前の月の1日から10日前までに予約
関 防災課

◇家具転倒防止器具・住宅用火災警報器取り付け費の助成

事前申請が必要です。申請後、区が委託している事業者が器具の取り付けを行います。取り付け費に対し、それぞれ1万2000円までを限度とし、助成します(現金助成ではありません)。



対 区内在住で①65歳以上で一人暮らしの方②65歳以上のみの世帯の方③身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯④難病患者福祉手当を受けている方
関 高齢者＝お近くのケア24または高齢者施策課 地域連携推進係、障害のある方＝障害者施策課 障害者福祉係または福祉事務所
他 22年4月1日から、東京都火災予防条例の改正により火災警報器の取り付けが義務となります

◇災害・防災情報メールの登録

災害時の緊急なお知らせや、地震・気象などの情報を配信します。配信する情報は、「地震と津波」・「気象警報・注意報」・「雨量」・「河川水位」・「災害時の緊急なお知らせ」・「週末天気予報」の6種類です。利用するには、事前登録が必要です。モバイル版公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/mobile/> (QRコードは下記)の「防災情報」から登録してください。

～自分の命は自分で守る～

地震の発生を防ぐことはできませんが、被害を軽減することはできます。そのためには、一人一人のちょっとした対策が、とても大切です。今一度、ご自身の防災対策について、見直してみたいかがでしょうか。

(発行日)毎月1日、11日、21日

